様式３(2020.08改)

作成日　令和　3年　1月　26日

# 外部評価軽減要件確認票

| 事業所番号 | 2372900551 |
|---|---|
| 事業所名 | グループホームおがきえ |

【重点項目への取組状況】

| | | 評価 |
|---|---|---|
| 重点項目① | 事業所と地域とのつきあい（外部評価項目：２） | |
| | 今年度については、感染症問題があることで地域の方との交流が困難になっているが、ホームは地域の町内会に入り、回覧板等から情報を得て、地域の方との交流の機会をつくっている。また、昨年度は地域で行われている行事に参加する交流も行われている。 | ○ |
| 重点項目② | 運営推進会議を活かした取組み（外部評価項目：３） | 評価 |
| | 今年度については、書面による実施であるが、会議を開催する際には、利用者に関する健康状態等の報告を行い、出席者にホームへの理解を深めてもらう働きかけ等が行われている。 | ○ |
| 重点項目③ | 市町村との連携（外部評価項目：４） | 評価 |
| | 今年度については、感染症問題の状況もあり、講習会や研修会等への参加が困難になっているが、例年は、市のはつらつサポーター事業に参加したり、地域ケア会議に参加する等の取り組みが行われている。また、市の介護相談員との情報交換も行われている。 | ○ |
| 重点項目④ | 運営に関する利用者、家族等意見の反映（外部評価項目：６） | 評価 |
| | 現状、家族との交流会等は行われていないが、例年は、ホームで行われている行事(夏祭り等)を通じた交流が行われている。家族からの要望等については、ホーム管理者や運営法人の幹部職員で対応する体制がつくられている。また、毎月の便りの作成が行われている。 | ○ |
| 重点項目⑤ | その他軽減措置要件 | 評価 |
| | ○「自己評価及び外部評価」及び「目標達成計画」を市町村に提出している。 | ○ |
| | ○運営推進会議が、過去１年間に６回以上開催されている。 | ○ |
| | ○運営推進会議に市町村職員等が必ず出席している。 | ○ |
| 総合評価 | | ◎ |

備考欄】

運営推進会議については、3月、5月、7月、9月、11月は、書面にて実施している。

１．外部評価軽減要件

①　別紙４の「１　自己評価及び外部評価」及び「２　目標達成計画」を市町村に提出していること。

②　運営推進会議が、過去１年間に６回以上開催されていること。

③　運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

④　別紙４の「１　自己評価及び外部評価」のうち、外部評価項目の２、３、４、６の実践状況（外部評価）が適切であること。

２．外部評価軽減要件④における県の考え方について

| 外部評価項目 | 確認事項 |
|---|---|
| ２．事業所と地域のつきあい | （例示）<br>①　自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、保育園、幼稚園、小学校、 消防団などの地域に密着した団体との交流会を実施している。<br>②　地域住民を対象とした講習会を開催若しくはその講習会の講師を派遣し、認知症への理解を深めてもらう活動を行っている。 |
| ３．運営推進会議を活かした取り組み | （例示）<br>①　運営基準第８５条の規定どおりに運用されている。<br>②　運営推進会議で出された意見等について、実現に向けた取り組みを行っている。 |
| ４．市町村との連携 | （例示）<br>①　運営推進会議以外に定期的な情報交換等を行っている。<br>②　市町村主催のイベント、又は、介護関係の講習会等に参画している。 |
| ６．運営に関する利用者、家族等意見の反映 | （例示）<br>①　家族会を定期的（年２回以上）に開催している。<br>②　利用者若しくは家族の苦情、要望等を施設として受け止める仕組みがあり、その改善等に努めている。<br>③　家族向けのホーム便り等が定期的（年２回以上）に発行されている。 |

【過去の軽減要件確認状況】

| 実施年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合評価 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ |
| 実施年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
| 総合評価 | ◎ | | | | | | | | | | |